

富洲原中だより

富洲原中学校通信 No.32



令和8年2月13日

金銭や物品のやりとりによるトラブル

SNS 等をきっかけに、生徒同士でお金や物を貸し借りしたり、売り買いしたりするトラブルが増えているようです。

すべての生徒が安心して学校生活を送れるよう、次のことを伝えます。

生徒のみなさんへ

中学生同士であっても、お金の貸し借りや物の売買はトラブルになりやすいものです。

「あとで払えばいい」「少しずつでいい」と言われても、不安やこわさを感じたら、それは大切なサインです。

タバコなど、法律で禁止されている物のやりとりは、友だち関係も自分自身も守れなくなります。

困ったとき、断りづらいときは、一人で抱え込まず、すぐに先生や保護者に相談してください。

保護者のみなさまへ

日頃から、お金の使い方や友人関係、SNS でのやりとりについて話題にしていただけると助かります。

不自然な出費や、特定の相手との金銭的なやりとりが見られる場合は、早めの声かけと学校へのご相談をお願いします。

本校では「いじめ防止基本方針」を改定しました。(令和8年1月21日)

この基本方針に基づき、学校内外を問わず、いじめを決して許容しない立場を明確にし、生徒の生命・心身を守ることを最優先として、いじめの未然防止、早期発見、早期対応、再発防止のための取り組みを推進します。

富洲原中学校ホームページ「いじめ防止基本方針」へのリンク
https://www.yokkaichi.ed.jp/~tomisu/cms2/htdocs/?page_id=134



→ 裏面は「お金の使い方、ちょっと考えてみよう」

お金の使い方、ちょっと考えてみよう

お正月に、お年玉をもらう人も多いと思います。お年玉をくれた人は、「楽しく使ってほしい」と思う一方で、「大切に使ってほしい」「自分のためになる使い方をしてほしい」と願っているはずです。

今使おうとしているお金について、

- ・本当に今、必要か？
- ・自分で納得して使っているか？
- ・これを知ったら、くれた人はどう思うか？

と、少し立ち止まって考えてみてください。

みなさんがもらったお金にこめられた気持ちを思い出しながら、自分のためになる使い方を身につけていきましょう。

自分のものを売るのは自由？

フリマアプリを使って自分の持ち物を売ったり買ったりすることが、身近になってきました。

中学生が、いらないものを自由に売ってよいものか？私は疑問に思っています。
「簡単にお金が入る」「高く売れた」という経験が、いつのまにかお金の感覚をくずしてしまこともあります。

もし使う場合は、必ず家人と相談し、家人が管理する中で行なうことが大切です。

保護者のみなさまへ

フリマアプリは、未成年の単独利用を想定したサービスではなく、保護者の同意・管理が前提となります。

出品・価格設定・発送・評価対応などは、金銭感覚や対人トラブルに大きく影響する可能性があります。

子どもたちは大人の姿を見て学び、育ちます。ぜひ、お金やものを大切にする大人の姿を見せていただければと思います。

ちなみに、民法第5条によると、18歳未満の人が、スマホの契約、ゲーム課金、高額商品の購入などをする場合、保護者の同意が原則必要です。もし同意なしで契約してしまっても、未成年者本人や保護者が契約を取り消すことができます。

The translated version of this Tomisuhara Junior High School newsletter is available on the school website. Please access it via the QR code.

